

(2) 植物防疫法に基づく輸入規制

ア 植物防疫法施行規則 別表一の二 (第5条の4関係 (植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 令和4年3月22日農林水産省令第18号

(ア) かんしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>八. インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和 国、ベトナム、スイス、ポルトガル、ケニア、 コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジ ェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、 マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、 アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西 インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>あきになれ、あさ、アセロラ、あぶ らつばき、アラビアコーヒー、ア ングロニア・アングスティフォリ ア、エラエオカルプス・デキピエ ンス、エンテロロビウム・コント ルティシリクウム、オエケクラデ ス・マクラタ、カリストEMON・ウ イミナリス、キャッサバ、きゆう り、くずうこん、くちなし、クレ ロデンドルム・ウガンデンセ、く ろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、 ケレウス・ヒルドマンニアヌス、 こせんだんぐさ、ささげ、さつま いも、しまほおずき、しょうが、 しょうじょうそう、じよおうやし、 シロギニアヤム、しろこやまもも、 すいか、ステノケレウス・クエレ タロエンシス、せいようきらんそ う、ソランドラ・マクシマ、だい ず、たばこ、たまさんご、だんど ぼろぎく、ティボウキナ・エレガ ンス、てりみのいぬほおずき、と うがらし、とうぐわ、トマト、な す、なつめ、なんごくいぬほおず き、にしきじそ、にんじん、パウ ロウニア・エロンガタ、バオバブ、 はなまき、ぱらみつ、ばんじろう、 ひめのうぜんかずら、ビルソニマ ・キドニーフォリア、ペポかぼち や、みばしょう、モルス・セルテ イディフォリア、ユーフォルビア ・プニケア、ヒロセレウス属植物、 やぶらん属植物及びランプランツ ス属植物の生植物の地下部であつ て栽培の用に供し得るもの</p>	<p><i>Meloidogyne enter olobii</i></p>

## (イ) ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
三. トルコ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしょ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)
五. オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)
六. インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	アトリプレクス・コンフェルティフォリア、いんげんまめ、オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、おらんだふうろ、きゆうり、サルソラ・カリ、しろぎ、すべりひゆ、だいこん、てんにんぎく、とうがらし、トマト、はまびし、ばらもんじん、ばれいしょ、ペポかぼちや、ほうきぎ、ほうれんそう、マミラリア・ビビパラ、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)
七. インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルチニーク島、	アボカド、うこん、エピプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスペルマ・シャミッソーニス、クプレッスス・マクロカルパ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかんな、だいしょ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしょ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く)、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こししょう属植物、ばししょう属植物、フィロデンドロン属植物、プセファラントラ属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビナス属植物及びアンスリウム属	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)

メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
--	----------------------------------

イ 植物防疫法施行規則 別表二(第9条関係(植物防疫法第7条関係))

輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 令和2年11月2日農林水産省令第75号

(ア)かんしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>六. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p><i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)</p>
<p>七. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p><i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)</p>
<p>十三. アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしよ、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピナス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい(さやのない種子を除く。)、リーキ、れいし、アンスリウム属植物(付表第四十九に掲げるものを除く。)、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部</p>	<p><i>Radopholus cyrophilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)</p>

## (イ)ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>八. インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く。）、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)</p>
<p>十. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>あかざ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)</p>
<p>十一. インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)</p>